

令和7年度 第60回群馬県高等学校総合体育大会サッカー競技 兼 第68回関東高等学校サッカー大会群馬県予選 要項

- 1 主催 群馬県高等学校体育連盟 群馬県教育委員会 前橋市教育委員会 みなかみ町教育委員会
伊勢崎市教育委員会 千代田町教育委員会 (公財) 群馬県スポーツ協会 (公社) 群馬県サッカー協会
- 2 期 日 令和7年4月29日(祝火)
5月 3日(土)・5日(祝月)・9日(金)・10日(土)・11日(日)
- 3 会 場 アースケア敷島サッカー・ラグビー場 他
- 4 競技規定
 - (1) 2025年度(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
 - (2) 選手は、試合開始前に届け出た交代要員11名中5名まで交代することができる。
ただし、選手が脳震盪を起こしたと判断された場合、通常の交代枠とは別に1人まで選手交代を行うことができる。
 - (3) 脳震盪による交代(再出場なし)を次の通り使用することができる。
 - ア 1試合において、各チームは最大1人まで「脳震盪による交代」を行うことができる。
 - イ 「脳震盪による交代」は、その前に何人の交代要員が使われているかにかかわらず、行うことができる。
 - ウ 「脳震盪による交代」が行われたならば、相手チームは、いかなる理由であっても「相手チームの脳震盪による交代に伴う追加の交代」を1人行うことができる。
 - エ 「脳震盪を受傷した、または、その疑いが生じた直後」や、「フィールド上での診断、またはフィールド外での診断後」や、「競技者が、その時より前に診断を受け、競技のフィールドに戻った場合を含め、それ以外で脳震盪を受傷した、または疑われるとき」はいつでも交代できる。
 - オ 「脳震盪による交代」と「相手チームの脳震盪による交代に伴う追加の交代」は異なる色の交代カードまたは用紙を用いて、主審/第4の審判員に知らせる。
 - カ 脳震盪を起こした競技者は、PK戦を含むその試合の残りの時間に出場することができない。また、できる限り、更衣室や医療施設に関係者に付き添われて行かなければならない。
 - (4) 準々決勝より、交代回数制限を設ける。
 - ア 試合中(80分間)の選手交代回数は3回までとする。(1回に複数人を交代することは可能)
 - イ ハーフタイム、延長戦に入る前のインターバル、延長戦のハーフタイムでの選手交代は交代回数に含まれない。
 - ウ 延長戦に入った際、選手交代の機会が1回追加される。
 - エ 試合中(80分間)の交代回数(3回)のうち、残っている交代回数は延長戦に持ち越される。
 - オ 延長戦に入ったとき、さらにもう1人(6人目)の交代が出来る。
 - カ 脳震盪を起こしたと判断された場合の交代は、交代回数制限にカウントしない。ただし、通常の交代と同時にを行った場合は交代回数にカウントされる。
 - キ チームが「脳震盪による交代」を行った場合、相手チームは1人の「相手チームの脳震盪による交代に伴う追加の交代」を行うことができ、1回の「追加の交代」の機会を得る。この追加の交代の機会は、「相手チームの脳震盪による交代に伴う追加の交代」のためにのみ使うことができ、「通常の交代要員」には使うことができない。
 - (5) 本大会において退場させられた者は、次の1試合に出場できない。ただし、退場の理由によっては、今大会の以後の試合に出場できない場合がある。
 - (6) ベンチに入ることができる人数は、選手11名(交代要員)および役員5名計16名を最大とする。
 - (7) 本大会で警告を2回うけた者は、次の1試合に出場できない。
 - (8) 落雷時には、別紙「落雷事故防止対策についての対応」による。
- 5 競技方法
 - (1) トーナメント方式による。
 - (2) 試合時間は80分(インターバル10分)とし、勝敗の決しない時はペナルティーキック方式により次回に進出するチームを決定する。ただし、ベスト16(ベスト8決定戦)から、20分の延長を行い、なお決しない時はペナルティーキック方式で勝敗を決定する。
- 6 参加資格
 - (1) 選手は学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
 - (2) 選手は群馬県高体連に加盟している高等学校生徒であること。
 - (3) 2025年度(公財)日本サッカー協会及び(公社)群馬県サッカー協会に加盟登録された高等学校チームで、当該団体に登録された生徒であること。
 - (4) 年齢は平成18年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。なお、出場とは大会や試合エントリーではなく試合出場を指す。
 - (5) チームの構成は、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

- (6) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
- ア 部員不足に伴う合同チーム
原則、全国高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規定」と全国高等学校体育連盟各競技専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同ガイドライン」に準ずる。
 - イ 統廃合対象校による合同チーム（統廃合完了前の2年間に限る）
- なお、「競技別部員不足に伴う複数校合同ガイドライン」は別紙参照。
- (7) ア 転校後6か月未満のものは参加を認めない。ただし、一家転住等やむを得ない場合は、群馬県高体連会長の許可があればこの限りでない。
- イ 高体連加盟チームに所属していた選手は他校において6ヶ月間は出場できない。
 - ウ 転校の有無にかかわらず、他の連盟から高体連加盟チームに移籍する場合は上記アに準ずるものとする。ただし、この規定ウの適用は当該年度内に限るものとする。
- 追記事項
- ウの移籍とは登録変更（抹消→新規登録）を指す。適用例を以下に示す。
- 例1. 当該年度内に登録変更を完了した場合
→登録変更後6ヶ月間は試合に出場できない。ただし、年度を越えて適用しない。
 - 例2. 当該年度末に継続登録をせず、登録を抹消した場合
→次年度に新規登録完了後すぐに出場できる。
- (8) 外国人留学生の登録は4名までとし、試合出場は2名までとする。
- (9) 参加選手は、あらかじめ健康診断を受け、当該校長の承認を必要とする。
- (10) 試合開始80分前に、マッチコーディネーションミーティングを行う（準決勝より）。
準々決勝においては簡易ミーティングを行う。
- (11) 各チームの登録選手は、原則として協会発行の選手証を持参しなければならない。但し、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。
- ※選手証とは、協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。

- 7 出場制限
- (1) 1校から複数チームの参加は認めない。
 - (2) チームは、監督1名、選手22名以内とし、当日メンバー表記載の選手とする。なお、引率責任者は校長の認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出ること。監督は校長が認める指導者とし、それが「部活動指導員」の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

8 組み合わせ 令和7年4月11日（金） 群馬県公社総合ビル1F 多目的ホール

- 9 参加申込
- (1) 期 日：令和7年4月21日（月）12時
 - (2) 提出先：吉澤副委員長（渋川）
 - (3) 提出方法：Google フォーム（別紙）にて全チーム提出

- 10 備考
- (1) ユニフォームについて
 - ①仕様については(公財)日本サッカー協会制定の「ユニフォーム規定」による。
 - ②本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
 - ③正・副の2色については明確に異なる色とする。
 - ④主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち合いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
 - ⑤前項の場合、主審は両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
 - ⑥チームキャプテンは、アームバンドを着用しなければならない。
 - (2) 本大会の上位2チームは、5月24日（土）～5月26日（月）に埼玉県で開催される第68回関東高等学校サッカー大会の出場権が得られる。
 - (3) 令和6年度群馬県高等学校サッカー新人大会の上位16チームはポジションシードされる。
 - (4) 本大会における上位16チームは、令和7年度全国高等学校総合体育大会県予選でシードされるが、プレミアリーグ、プリンスリーグに参加する3校の勝ち上がり状況によってはこの限りではない。プレミアリーグに参加する1校と、プリンスリーグに参加する2校をベスト4シード（順位付けは前年度リーグの結果）とする。その3校を除く最上位チームをベスト4シードとする。次の上位4チームはベスト8シードとする（ベスト16から出場）。

(5) 試合球について（マルチボールシステムが望ましい）【モルテン】準決・決勝は協賛ボール
1回戦からヴァンタッジオを使用。

11 その他

(1) 新型コロナウイルスの対応については、原則、各中央競技団体のガイドラインや自治体の指針に従う
こととし、その他、教育委員会や高体連事務局からの方針等があった際はそれに従うこととする。